資料 9-1

航空機モニタリング運用技術の確立等事業 2.8億円(3.2億円)

担当課室:監視情報課

<事業の背景・内容>

緊急時において、国は航空機を用いたモニタリング(以下「航空機モニタリング」という。)を実施することとしており、本事業では、緊急時における航空機モニタリングの運用に必要な事前の測定及び状況把握等を実施します。

- ①航空機モニタリングによる原子力施設周辺領域における 空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。
- ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握 および最適な飛行ルートの検討。
- ③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の 維持。

これらを通じて、緊急時に必要な航空機モニタリング技術の確立を目指します。

<事業のスキーム>

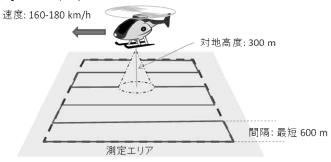


委託

民間団体等

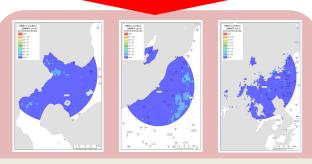
く具体的な成果イメージ>





航空機によるバックグラウンドレベルの把握

放射線分布の可視化



航空機による広域な環境放射線モニタリング

緊急時に、迅速かつ広範囲にわたる環境モニタリングを常時実施できるよう体制を整備。